

《研究ノート》

わが国労働時間をめぐる問題

— 2006 年求職者調査の結果から —

川 村 雅 則

北海学園大学経済論集 第 54 卷 第 3 号 別刷

2006 年 12 月

《研究ノート》

わが国労働時間をめぐる問題

— 2006 年求職者調査の結果から —

川 村 雅 則

- I. はじめに
- II. 調査の概要など
- III. 調査の結果
- IV. まとめに代えて

I. はじめに

大型小売店で営業職として 30 年近く働いてきたが、店の経営難からだんだんと仕事がきつくなってきた。ノルマが課されていて、達成できないとペナルティとしての研修もあった。ストレスで疲れなくなり、病院に通うようになった。ノルマが達成できることに対する不安がつのってどうにもならなくなり、結局は体調を崩して仕事を辞めるに至った。

上は、2006 年夏にハローワーク前でゼミで取組んだ労働時間に関する聞き取り調査結果の一部だ。50 歳代のこの男性の経験に象徴されるとおり、わが国の働き方は、フルタイム労働者を中心に戦々しい。長時間労働を背景とした労働者の健康悪化やメンタル・ヘルス不全が各種調査で指摘されたり、過労死・過労自殺が語られることは、いまや日常的なになってしまった感がある。

本来ならば時短の推進こそが求められるはずのこうした状況で政府が行ったのは逆の対策だった。すなわち、いわゆる「時短促進法」を見直して、年間 1800 時間という数値目標をはずし、労働時間に関する取組みを労

使自治にゆだねるものとしたのである。正社員の長時間労働とパートの短時間労働という労働時間の二極化はみられるものの労働時間の短縮は着実に進んでいる、というのが政府の認識だった。

その上で政府（労働政策審議会）が導入を検討しているのは、一定の要件をみたすホワイトカラー労働者を労働時間管理の適用除外とするホワイトカラー・エグゼンプションという制度である。使用者側の強い意向が政府のこの動きを後押ししている。

果たして同制度がもたらすのは、使用者側が主張するような、働き方の裁量性の拡大（自律的な労働）なのか、それとも、労働側が懸念するような、諸外国と比べても圧倒的に長い労働時間のさらなる延長と、その果てにある過労死・過労自殺の増大なのか。労使の主張は平行線をたどったままだ。

働き方に大きな影響を与えることが予想されるこの制度の導入の是非について、わが国の職場の実態にもとづき考えてみたい。本稿は、かかる目的で、ハローワーク前で求職者を対象¹に行った、小規模な調査の結果をまとめたものである²。今回同様に、求職者を対象として雇用・労働をめぐる問題について考えた拙稿（2006）に続くものである。

II. 調査の概要など

1. ハローワーク調査

札幌市内のハローワーク前で、求職者を対象とした調査を行った。来所者に調査の趣旨等を説明し、了解を得られた方を対象とした（拒否された人数は記録していない）。調査は 8 月 28, 29 日の 2 日間で行い、計 195 人から回答を得た。調査票を使いながら話を聞き取るという方法を採用した。

本調査で用いた調査票（資料 1 を参照）は、小倉・藤本（2005）、連合総研（2005）を参考に作成した。属性（性別、年齢、世帯構造など）に加えて、仕事・働き方に関する状況について尋ねた。後者の具体的な内容は、次のとおりである。すなわち、業種、職種、雇用形態、社会保険加入状況、賃金（月の平均的な手取り、年収・税込み）、総実労働時間（一日あたり、週あたり）、不払い労働の有無、所定内労働時間を超えて働く理由、休日（週休制度、休日出勤の有無、有休の付与日数及び取得日数）、離職の理由、仕事に関して困ったことやトラブルの経験の有無、仕事による疲れやケガ・病気の経験、必要だと思う長時間労働対策、等々である。

本調査は、離職を経験した求職者をその対象として念頭においていたので、仕事に関する質問は、かつて働いていた際（直前職）の



聞き取りの様子①

それを回答するようになっている。但し、在職者には現在の仕事について回答してもらつた。

2. ゼミ生ルート調査

現役労働者の労働実態にせまるため、ゼミ生が、自分たちのつてで現役労働者に調査票を配布した（設問は、一部を除いてハローワーク調査と同じ）。具体的には、すでに働いている同年代の友人や、アルバイト先の労働者、あるいは母校の教員である。集団で調査を依頼できたところもある（高校 1 校と、卸・小売業を営む 3 社）。8 月から 9 月にかけて調査票の配布・回収を行った。調査票は合計で 154 部配布した。回収は、高校（教員）からの回収が 17 人、3 社からの回収が計 46 人、その他が 22 人の合計 85 人である。この調査結果は補論でまとめることとする。

以下では、ハローワーク調査のデータを使って、労働時間を中心とする今日の職場労働の一端を明らかにしたい。なお比率の算出は、不明や無回答分は除いて行っている（よって合計が一致しない場合がある）。また、本文中の聞き取りの結果は、断りがない限り、筆者が行ったものである。調査結果の単純集計表・クロス集計表は、資料 2 に掲げた。

III. 調査の結果

1. 回答者の属性など

次頁の表 1-1 のとおり調査回答者 195 人のうち、(1) 4 割強が男性である。(2) 年齢³ は半数が 39 歳以下である。女性で若い年齢層が多い。(3) 現在は「離職中」のものが全体の 4 分の 3 を占めている⁴。つまり本調査の結果のほとんどはかつて（直前職）の働き方や待遇ということになる。(4) 雇用形態⁵ は、男性では「正規」が 6 割で、女性では 5 割強にとどまる。

表1-1 ハローワーク調査の回答者の属性など

性別	人数	年齢	現在の状態	雇用形態
男女	195人	101人(51.8%), 62人(31.8%), 32人(16.4%)	146人(74.9%), 49人(25.1%)	109人(57.1%), 82人(42.9%)
男性	83人	40人(48.2%), 23人(27.7%), 20人(24.1%)	59人(71.1%), 24人(28.9%)	50人(62.5%), 30人(37.5%)
女性	112人	61人(54.5%), 39人(34.8%), 12人(10.7%)	87人(77.7%), 25人(22.3%)	59人(53.2%), 52人(46.8%)

注1：年齢は、39歳以下、40～59歳、60歳以上の順。

注2：現在の状態は、離職中、在職中の順。

注3：雇用形態は正規、非正規の順。自営を除く。

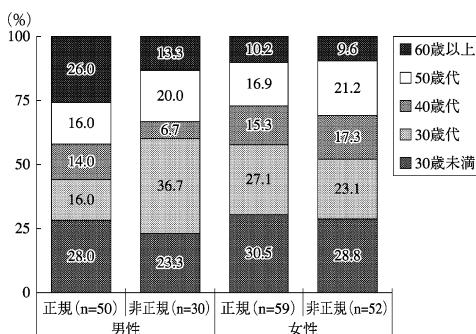


図1-1 性別・雇用形態別にみた回答者の年齢構成

図1-1に性別・雇用形態別にみた年齢構成をまとめたので参照されたい。

2. 男性・「正規」の長時間労働

労働時間を検討する際には、ジェンダー（ジェンダーとも重なる）雇用形態による違いを考慮する必要がある。そこでまず、男性・「正規」（50人）をとりあげる。

特徴の第一は、長時間労働が顕著であることだ。半数強（54.0%）が一日に10時間以上働いていたと回答している。一週間の総実労働時間⁶の平均値は54.6時間で、60時間以上働いていたものは4人に1人強だ（図2-1）。

第二に、不払い労働も目立つ。全体の半数弱（48.0%）が経験しており、一週間における

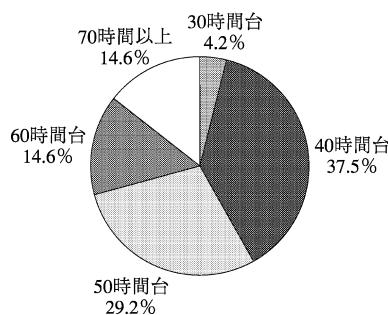


図2-1 一週間の総実労働時間 (n=48)

るその時間（平均値）は15.0時間に及ぶ。

ちなみに労働時間管理の方法では「タイムレコーダーへの打刻」が最も多く採用されていた（42.0%）が、この方法が採用されていたものに限ってもなお、不払い労働は、全体と同水準で発生していた（21人中11人）。

第三に、週休制度については、週休2日制が多い。「完全週休2日制」（42.0%）に「何らかの週休2日制」（24.0%）を加えると全体の7割弱を占める。もっとも、半数（48.9%）が月に1日以上の休日出勤を行っていた。「完全週休2日制」19人に限っても、休日出勤が「とくになし」は10人にとどまる。

第四に、有給休暇は、付与日数⁷こそ「20日以上」に回答が集中した（71.0%）が、実際に取得できたのは「0日」（30.6%）と「1～5日未満」（27.8%）で全体の6割弱を占め、取得日数を付与日数で割った消化率（平均値）は31.0%にとどまった。

さて第五に、こうした長時間労働はなぜ発生するのか。所定外労働をしていたものに限定して結果をまとめたのが次頁の表2-1だ。他の理由に比べて顕著に多いのは、（イ）「所定内で仕事が片付かないから」（61.4%）という理由で、それに続くのは、（ウ）「所定外でないとできない」（29.5%）、（ケ）「自分の仕事をきちんとしあげたい」（27.3%）となっている。その他にも、（キ）「職場が残業

表2-1 所定内労働時間を超えて働く理由（複数回答可）
単位：人、%

	44	100.0
(ア) 最近の人員削減により、人手不足だから	7	15.9
(イ) そもそも所定内労働時間内では片付かないから	27	61.4
(ウ) 仕事の性格上、所定外でないとできない仕事であるから	13	29.5
(エ) 仕事の進め方にムダが多く、だらだら残業が生じるから	2	4.5
(オ) 取引先との関係で、納期を間に合わせないといけないから	6	13.6
(カ) 残業手当や休日手当て・業績手当を増やしたいから	2	4.5
(キ) 上司や仲間が残業しているので、先に帰りづらいから	8	18.2
(ク) 残業が評価される傾向があり、査定に影響するから	3	6.8
(ケ) 自分の仕事をきちんとしあげたいから	12	27.3
(コ) 定時で帰るより働いているほうが楽しいから	1	2.3
(サ) その他	5	11.4

している中で先に帰りづらい」、(ア)「人手不足」など、全体として、仕事量が多く、働き方に関する裁量の余地の少ないことが示唆される。

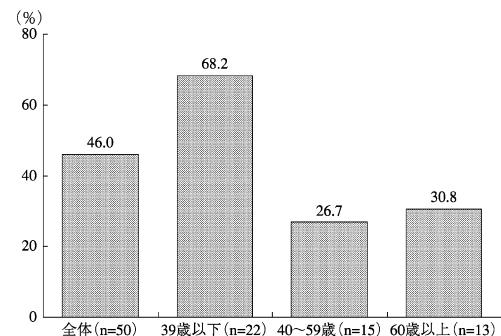
第六にそれは、自宅への仕事の持ち帰り状況にも示されている。程度の差こそあれ、全体の3割強が、持ち帰りがある（「よくある」16.0%、「ときどきある」18.0%）と回答している。

第七に、こういう状況下で、労働時間を「もっと短くしたかった」という回答は4割を超えていた（図2-2）。とりわけ若い年齢層でそう考えていた割合が大きい（68.2%）。

第八に、こうした働き方（普段の仕事）で身体の疲れの度合⁸はどうだったか、離職直前の状況について回答してもらった。「とても疲れる」（状況にあった）と回答したのは、全体の半数弱（48.0%）を占めた。なお、仕事によるケガや病気も、全体の3分の1強（36.0%）が経験している。若い年齢層にも、メンタル・ヘルス不全のケースがみられた⁹。

さて、こうした長時間労働の具体例を、自動車会社で働いていた男性のケースで示しておきたい。

親の介護のために北海道に戻ってきたとい



う50歳代（No.016）のこの男性は、わが国を代表する自動車会社の工場でライン作業に従事していた。同年代に比べれば収入はよかったです、とことわった上で、仕事は毎日3時間の残業があらかじめ組み込まれた2交代制で、ラインのスピードは速く、仕事は過密だった、という。個人的には残業を希望していないなかったが、あらかじめ残業が組み込まれているのでせざるを得なかった。年齢とともに体力的にきつくなってきた。もっとも、タイムカードも時間管理もない今日の多数の職場に比べると恵まれていたと考えている。いまは、骨休めという意味もこめて、求職活動をしながら、少しリフレッシュしようと思っている、という。

3. 「非正規」の長時間労働

いわゆる主婦パートがそうであるように、一般的な傾向として、「正規」に比べると「非正規」は労働時間が短い。だが、短時間労働では必ずしもない「非正規」が増加している¹⁰。「正規」から「非正規」への置き換えが進み、もともと「正規」が担当していた業務をこなす「非正規」が拡大していることや、「非正規」の基幹労働力化が進んでいることなどが、背景にあると思われる。本調査結果ではどうか。

まず男性（30人）の場合（図3-1）、一

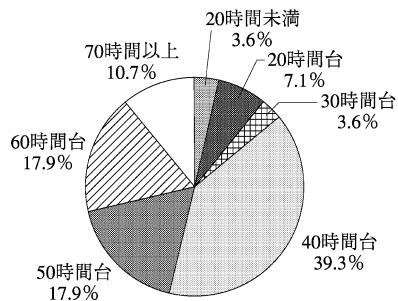


図3-1 一週間の総実労働時間（男性・「非正規」，n=28）

日の労働時間が9.2時間、週の労働時間が48.5時間である（いずれも平均値）。所定外労働をするのも、（イ）「所定内で仕事が片付かないから」という回答が70.0%に達している。

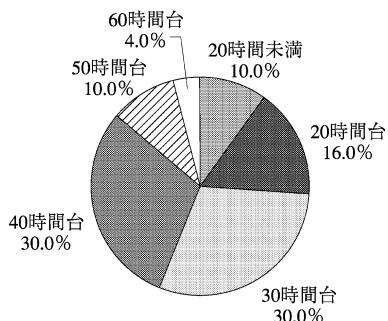
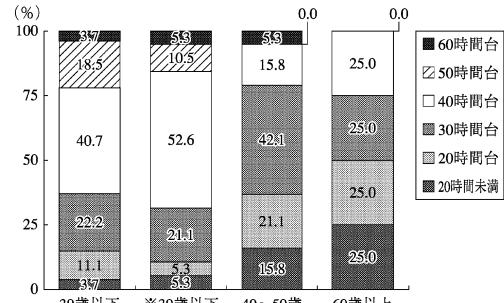


図3-2 一週間の総実労働時間（女性・「非正規」，n=50）

次に女性（52人）はどうか。全体でみると（図3-2），週の総実労働時間は「30時間台」と「40時間台」に集中しており，若い年齢層では長時間のウェイトが大きくなる（図3-3）¹¹⁾。

さて，こうした「非正規」のフルタイム・長時間労働について，2人のケースで具体的にみていこう。両者ともに男性である。

まずNo.010のケースはこうだ。「就職氷河期」に大学を卒業し，正社員としてのスタートをきることができなかった彼は，まず



※は、世帯主の配偶者を除いて計算したもの。

図3-3 年齢別にみた一週間の総実労働時間（女性・非正規）

は派遣会社に登録して働いていた。その後、深夜のファストフード店でアルバイトとして、深夜22時から8時までの勤務（1時間の休憩）で働いたが、翌朝シフトへの引継ぎは、打刻をしてから行われるため、毎日1時間程度のサービス残業が発生していた。

もう一人、やはり「就職氷河期」に、正社員として働き始めることのできなかったNo.019のケースを紹介しよう。大手通信会社の子会社に就職が決まった彼は、契約社員として、1年ごとに契約を結び働いていた。仕事の内容は情報処理業務である。労働時間は原則、一日8時間、週40時間だった。

4. 若い女性の長時間労働

男女雇用機会均等法、労働基準法の「改正」で男女平等が前進した。だがその一方で、母性保護が撤廃され、労働時間の上限規制がないという点でも男女「平等」が前進したため、オトコ並みに働く女性が拡大しているとの指摘もある。本調査の結果はどうか。

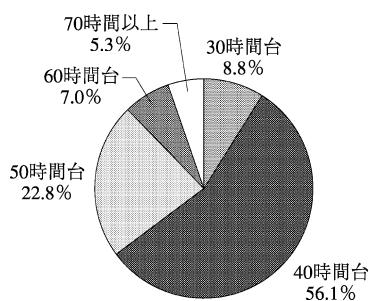


図 4-1 一週間の総実労働時間（女性・「正規」，n=57）

図 4-1 のとおり、「正規」の女性（59人）の週の労働時間は40時間台に回答が集中している（56.1%）。平均値も46.6時間と、男性に比べると短い。但し、若い層（39歳以下）に限ると、週50時間以上が4割半（44.1%）に及び、60時間以上も、2割弱（17.6%）の回答がみられた。また、女性・「正規」全体では5割強（53.4%）だった不払い労働の経験も、若年層では、6割半（64.7%）に達している。結果、若いこの年齢層でも、仕事で身体が「とても疲れる」のは4割（41.2%）に達していた（女性・「正規」全体も同水準）。

では、結婚を機に仕事の継続を断念した2人のケースで具体的にみてみよう。

No.009（20歳代後半）は介護師として働いていた。勤務は交代制で泊り夜勤が月に5回あった。業界内では相対的に恵まれた職場だったが、仕事自体は過密で、重筋労働が多く、腰痛が多い職場だった。彼女自身も、仕事による疲れをとても感じていた。この勤務シフトでは仕事を続けることができないと思い、結婚を機に退職した。彼女自身の職場でも年齢に関係なくみられたという介護士の離職を回避するためには、要員増で作業負担を軽減する必要があるのではないか、という¹²。

もう一人は、大手銀行で事務職として働いていたが、やはり結婚を機に辞めたというケースだ（No.014、30歳代前半）。本当はも

う少し働き続けたかったが、労働時間が長く、体調不良になることもよくあった。労働時間の管理は、パソコンでおおよその残業時間を社員が自分で前月のうちに申請して、会社が予算の枠内で処理するという方法が採用されていた。そのため毎日1時間程度のサービス残業が発生していた、という。有休は、最大で年間60日間が与えられていたが、実際に彼女が使用していたのは5日間程度だった。産休・育休も制度自体はあったが、要員の配慮等がないので、実際には利用されていなかった、という。

以上の2人は、日々の仕事が忙しくて結婚できないというケースとは異なる。逆に、結婚を選択して仕事の継続は断念したケースである。しかしながら、過重な働き方ゆえに仕事と結婚の両立が不可能になっているという点では、両者は共通している。女性の就業環境を整備することが、久しく問題になっている少子化問題の解消のためにも必要なことを示唆するケースといえないか。

5. 経済的自立が困難な「非正規」の低賃金

3でみたNo.010のケースが示していたのは、「非正規」でも長時間労働がみられるということだけではない。経済的自立を困難にする、「非正規」の低賃金の問題だ。実際、彼は週に1日程度の休みで働いていたが、時給は815円で、月の収入は15万円程度だった。いわゆる社会保険（政管健保・厚生年金）には未加入だったので本来は国民年金に加入しなければならなかつたが、保険料の支払が困難だったため免除の適用を受けていた（No.019も年収は200万円に満たなかつた）。

図5-1は、性別・雇用形態別に本調査回答者の年収・税込み（平均値）をみたものだ。「正規」の年収が420万円であるのに対して「非正規」は171万円である。さらに「非正規」の多数を占める女性に限定すると139万

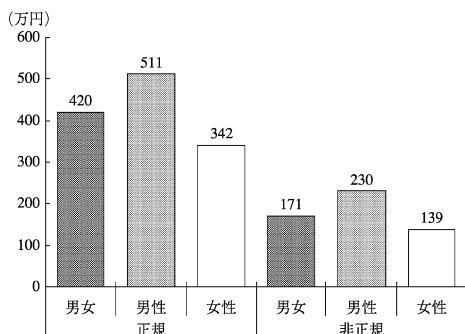


図5-1 性別・雇用形態別にみた年収・税込み(平均値)

円にまで下がる。加えて、「非正規」は、社会保険の未加入比率も高い。「正規」のその値が4.6%であるのに対して、「非正規」は36.6%だった。

もちろん、こうした低収入の問題は、第一に、若者がそうするように、親元で暮らすことではしあたりは「解決」できる¹³。社会的にそれはバラサイト・シングルと揶揄され、自立心が低いというイメージとともに本人の責任が強調されがちである。だが、彼(女)らが自立しないのか、できないのかの判断は、そう容易ではない。例えば現在、社労士事務所で派遣社員として働く、次の女性(No.002)のケースはどうか。

かつて正社員として勤めていた彼女の職場では、業務量が多く、残業代も支払われなかった。結局は体調を壊してその仕事を辞め、市役所での臨時職員の経験を経て、現在の派遣会社で登録するにいたった。パート・アルバイトに比べると時給はよいものの、経済的な自立は困難で、派遣の不安定さはやはり感じざるを得ないという。現在、親元で暮らしているのでなんとかやっていっているが、3年間派遣として働くことで正社員になりたい(直接雇用義務の発生ー調査者)と考えている。

さて、「非正規」の低賃金問題をさしあた

り潜在化させる第二の方法は、有配偶者のパート層がそうであるように、夫の家族賃金に「依存」することだ(補論も参照)。だが、そういう条件を失った際に問題は顕在化する。例えば、次の女性のケースがそうだ(彼女は正社員として勤めていた。だが低収入で夫に「依存」していた点では共通する)。

50歳代の彼女(No.008)は、夫と死別し、自らは、「会社の経営不振」という理由で勤め先を解雇された。年収は税込みで210万円だった。現在、再就職先を探しているが、正社員の求人はこの年ではまったくないし、さりとてパートでは「食べていけない」。将来支給が予定されている年金は月に10万程度でそれだけでは生活できない、という。

ところで、ここまでみてきたケースにも該当することだが、「非正規」で働くことは、職業能力開発の面で不利である。しかも、新卒採用が重視されるわが国では、「非正規」から「正規」への脱出は容易ではない¹⁴。

先述のNo.010は、安定した雇用を得るべく、アルバイトをやめ、市役所で募集していた臨時職員として就労を開始したが、次のステップである嘱託採用試験に落ちてしまい、現在求職活動中の身である。雇用保険は今月で終了になるので早くに仕事に就きたいのだが、「要経験」という求人条件が壁になっており、現状からの脱出が困難だという。

No.019も、従事していたのは情報処理業務だが、それはシステム・エンジニアのような高度な業務ではなく「中途半端」なものであり、社会的に評価されるような経験ではない、という。

彼ら二人はまだ30歳代の前半だが、「非正規」の仕事を繰り返しながら30歳代の後半に突入してしまったケース(No.001)もある。彼の現在の仕事(設備管理)はハローワークで紹介されたものだが、勤務は6時から11時までの短時間で、雇用は不安定であ

る。経理の資格も取得し、正社員としての採用を求めて、在職しながら求職活動を続いているが、まだその希望はかなわない。

「就職氷河期」に定職に就けず年長フリーターになった彼らのような「若者」に対する政策の必要性が政府内でも論じられている。職業能力の開発機会の充実がそのひとつだ。企業のOJT中心の人材育成システムが搖らぎをみせるなかで、期待される取り組みだ。だがあわせて、正社員への道は遮断したまま大量の若者を契約社員として子会社で採用・活用している大手通信会社（No.019のケース¹⁵⁾や、準社員という身分で長期にわたり毎年契約を更新している大手食品会社（No.017のケース）に象徴されるような、企業の労務管理のあり方を問うことなくして、彼らの正規雇用化の促進は困難ではないか。後者のケースをみてみよう。

食品製造工場でライン作業に従事するNo.017は、30歳代の入職時から、準社員で毎年契約が更新されて現在に至る。正社員になれるという話もあったが、この間の合理化策でその話は立ち消えになった。仕事はずっと立ち作業なので体がきつくなってきた。年収は

240万円と低い。有休は正社員と同じく支給されているが、要員不足のため1日もとったことがない。体に負担がかからない仕事を探しているが、年齢的に見つからないという。

6. 若者労働と離職の背景

最後に、一部繰り返しにもなるが、若者（ここでは便宜上、39歳以下）の労働実態についてまとめ、あわせて、若者の離職の背景について考えてみたい。

1) 長時間労働と低賃金

表6-1は「30歳未満」と「30歳代」の働き方や待遇についてまとめたものだが、第一に、総じて、労働時間は長い。男性では、「非正規」も含め、週の労働時間（平均値）は50時間を超えている。女性も、男性よりは短いとはいえ、結婚して短時間パートが増える「30歳代」・「非正規」を除いて、労働時間は長い。

第二に、5で「非正規」の低賃金を確認したが、若年層に限っては、低賃金は「非正規」だけの問題ではない。「正規」でも賃金は低い¹⁶⁾。女性では、年収200万円未満層も、比率は1割だがみられる。「正規」の求人な

表6-1 性別・雇用形態別・年齢階級別にみた総実労働時間・年収など

人数			総実労働時間				不払い 労働 「有」 比率 (%)	年収			社保 未加入 率	「とても 疲れる」 比率 (%)			
			一日		一週間			平均値 (万円)	200万円 未満比率 (%)	300万円 未満比率 (%)					
			平均値 (時間)	10時間 以上 比率 (%)	平均値 (時間)	60時間 以上 比率 (%)									
男性	正規	30歳未満	14人	9.9±1.9	50.0	52.3±12.7	21.4	57.1	290±64	0.0	50.0	7.1	50.0		
		30歳代	8人	10.6±2.3	62.5	56.0±13.6	37.5	87.5	369±109	0.0	37.5	0.0	25.0		
	非正規	30歳未満	7人	10.3±1.7	50.0	56.6±11.1	50.0	33.3	193±54	50.0	100.0	57.1	28.6		
		30歳代	11人	9.2±2.2	36.4	51.1±17.1	36.4	27.3	252±69	22.2	66.7	18.2	72.7		
女性	正規	30歳未満	18人	9.2±1.3	33.3	47.9±9.0	16.7	61.1	267±87	11.8	64.7	11.1	44.4		
		30歳代	16人	9.4±1.9	43.8	48.2±9.5	18.8	68.8	350±123	13.3	26.7	0.0	37.5		
	非正規	30歳未満	15人	8.1±0.9	6.7	43.2±6.8	6.7	46.7	176±37	57.1	100.0	26.7	13.3		
		30歳代	12人	6.7±2.4	8.3	33.4±13.0	0.0	16.7	139±73	71.4	100.0	41.7	16.7		

注：「平均値」の欄は、平均値±標準偏差。

のに現在の「非正規」よりも手取りが低い、と転職を躊躇する声も聞かれた。例えば次のようなケースだ。

彼女（No.013）は、現在、飲食店でアルバイトとして、一日に7、8時間、週に5日間働いている。親元で暮らしているが、経済的に自立をしたいので正社員の仕事を探している。しかしながら、正社員であっても、手取りで12、13万円程度の求人が多い。これでは、社会保険の適用は受けられるとはいえる、現在のアルバイトより収入が減ってしまい、経済的な自立は逆に困難になる、という。

あるいは、今年（2006年）の1月から求職活動をしているNo.019は、加えて、請負や派遣など使い捨て雇用の求人が多く、これでは経済的な自立は困難だと憤る。生活保護制度に依存したほうが高い所得になるのはおかしい、ともいう。

数ある課題の中でも、例えば最賃制度の改善が急がれる。

さて、こうした長時間労働や低い待遇が若者の離職に影響しているのではないか。次に若者の離職について考えてみる。

2) 若者の離職

現在、雇用の一定の「回復」はみられるものの、若者の早期離職は高止まりのままだ¹⁷。『白書』が指摘する、入職時のミスマッチや若者の就業意識の変化という要因も念頭におきながら、本調査の結果をみていく¹⁸。

性別や雇用形態の違いを無視して、年齢別に離職理由の特徴をみると¹⁹（表6-2）、「40～59歳」で（ア）倒産等や（イ）解雇などという「会社都合」理由が少くないのに対して、若年層では（オ）「労働条件や待遇に不満」が4分の1を占めて多い（男性では28.6%、女性では22.6%）。若年層の離職にはいわゆる「自己都合」が多いという指摘と共通する結果だ。

しかしこの「労働条件や待遇に不満」による離職とは、雇用保険の受給の面で不利益を被るのもやむなし、というほど働く側に非が大きいものなのか。本調査では、かかる理由による離職者22人中、まず「正規」12人の場合は、週の労働時間こそ53.6時間で若年層グループ全体と同水準だったが、1人を除く全員が不払い労働の行われている職場で働いていた。週に70時間働いていたという女性（No.050）は、「自己申告制で、削って書いていた上に、また減らされて、残業代が支払われていた」という。

また、残りの「非正規」10人の場合はどうか（次頁の表6-3）。労働時間は、2人を除く全員がフルタイムである。60時間を超えるものもいる。そして賃金は、長時間労働のケースも含めて、10万円台が多い。彼らが働いていた職場に「正規」への転換制度があったかは不明だが、そこでとどまって働き続けるべきだったとは言えまい。

ところで、これは若者に限ったことではないが、仕事上の悩みやストレスの最たるものひとつが職場の人間関係をめぐる問題だ²⁰。本調査でも、離職理由の一つとしてあがっていた。いじめ・パワハラ・セクハラという深刻なケースもその中にはあった²¹。

表6-2 年齢別にみた離職の理由（複数回答可）
単位：人、%

	年齢別					
	39歳以下		40～59歳		60歳以上	
	88	100.0	53	100.0	25	100.0
(ア) 事業所閉鎖・会社倒産等	1	1.1	7	13.2		
(イ) 解雇・人員整理	7	8.0	9	17.0	3	12.0
(ウ) 雇用契約期間の満了	12	13.6	6	11.3	15	60.0
(エ) 勤め先の事業所の先行き不安	7	8.0	2	3.8		
(オ) 労働条件や待遇に不満	22	25.0	6	11.3	2	8.0
(カ) 当初に示された労働条件との相違（雇用契約違反）		1	1.1			
(キ) 職場の人間関係	10	11.4	5	9.4	1	4.0
(ク) 他にやりたい仕事や活動があつた	16	18.2	2	3.8	1	4.0
(ケ) 体調不良・病気のため	8	9.1	10	18.9	3	12.0
(コ) その他	20	22.7	12	22.6	2	8.0

表6-3 「労働条件や待遇に不満」を離職理由にあげた「非正規」10人の労働条件・待遇等

性別	労働時間 (時間)		月の 手取り (万円)	「労働条件や待遇に不満」の 具体的な内容
	一日	週		
男性	5	25	8	正社員になりたい。給料が低い。
	12	70	20	めちゃくちゃな労働時間。
	10	70	25	人手不足・長時間労働。
	14	80	15	勤務時間に不満。
	13	63	18	労働時間が長すぎる。
女性	8	38	12	経済的な自立・正社員の仕事を希望。
	7	40	11	給与が今年限りで下がることになったから。
	2	9	2	安定した仕事に就きたい。
	8	48	15	会社の将来に不安を感じた。
	8	40	13	給与が少ない。

いじめ発生の原因は様々だろうが、いじめる側の資質のみに原因を単純に求められない、例えば、次に示すようなケースがある。

彼女（No.005）が事務職として働き始めた大型小売店は、職場の受け入れ体制が十分でなく、そのため彼女は仕事をきちんと教わることができなかつた。しかしながらその職場ではミスに対する処分が厳しく決められており、少し殺伐とした感じであった。彼女は、いじめのような経験をして、精神的にまいった2年で離職した。「いまの日本の職場では経営的に難しいのかもしれないが」と前置きした上で、仕事をきちんと教える体制が整備されていれば、若いひとの早期の離職も防げるのではないか、という。

以上は、人員不足・教育訓練の不備が、「仕事ができないもの」を発生させ、かつ、職場のゆとりのなさがそういう存在を疎ましいものとする、今日の職場の状況を反映したケースといえよう。

IV. まとめに代えて

ホワイトカラー・エグゼンプションの導入が、労働者側の懸念・抗議を無視して強行されようとしている²²。本調査は、労働時間を



聞き取りの様子②

めぐるかかる政策動向をみすえ、その是非について実証的に考えることを目的に行われたものだ。離職者が主たる調査対象になっているとはいって、同調査で把握されたのは、雇用・労働をめぐる厳しい状況だった。

すなわち、労働時間に関する結果に限っても、まず、「正規」を中心に長時間労働が目立つこと。男性よりは短いとはいえ、母性保護が撤廃された女性でも、その傾向がみられた。また、「非正規」であっても、若い年齢層にはフルタイムで働くものが多かった（なかには「正規」以上の長時間もみられた）。さらに、そういう長時間労働は仕事の量などに強く規定されており、本人の希望という性格は薄かった。この間社会的な問題になっている不払い労働についても、「非正規」を含む多くのものが経験していた。

こうした長時間労働への対策については、掲げた参考文献にゆだねるが、困難に直面した彼（女）にとって、関係行政機関の支援はもとより、労働組合の存在も、全く縁のないものだったことを一言述べておく。

なお、学習活動としての本調査の意義、すなわち、学生達が、自分達の想像を上回る、現代日本の職場労働の厳しさの片鱗にふれたこと、ならびに、新たな学習課題をもって学び続けるきっかけに本調査がなったことの意義については稿をあらためて論じたい。

補 論

表補－1 ゼミ生ルート調査の回答者の属性など

性別	人数	年齢	雇用形態	現在の状態など
男女	85人	45人 (53.6%), 38人 (45.2%), 1人 (1.2%)	44人 (51.8%), 41人 (48.2%)	全員が在職中。
男性	36人	20人 (55.6%), 15人 (41.7%), 1人 (2.8%)	32人 (88.9%), 4人 (11.1%)	正規の、営業・販売 (11人) と教員 (16人) が多い。
女性	49人	25人 (52.1%), 23人 (47.9%), 0人 (0.0%)	12人 (24.5%), 37人 (75.5%)	業種で多いのは「卸売・小売業」32人 (いずれも三社の「非正規」)。32人の職種で多いのは、「営業・販売」13人、お惣菜などの「製造」17人。

注：表1－1に同じ。

表補－1はゼミ生ルート調査の回答者の属性をまとめたものである。補論では、二つのグループについて言及する。第一は長時間労働、メンタル・ヘルス不全が指摘される学校教員 18 人だ（17人が高校教員、1人が幼稚園の教諭）。

彼（女）らの1週間の労働時間（平均値）は 58.4 時間に及ぶ。所定内を超えて働くのは、（イ）「所定内では仕事が片付かないから」というのが多い（66.7%）。教員という仕事の特殊性や学校・教員に対する親の対応の変化という事情に加えて、少なからぬ教員が自由回答で指摘していたのが部活動の指導だ。回答者の全員が「週休 2 日制」でありながら、7割強（73.3%）が「月に 3 日以上」休日出勤をしている主たる理由だ。ある教員は、高校における部活動指導の扱われ方の「表と裏」、すなわち、「夜遅くまで、（あるいは一調査者）休日に部活をするのは顧問が好きでやっていること（であり一同）、勤務とは違うと言われ」ることに葛藤を感じている。

自宅への仕事の持ち帰りも多く、「よくある」と「ときどきある」で 3 分の 2 を占める。自由回答には、仕事の特殊性ゆえに労働時間の短縮は困難というあきらめと、さりとて、仕事内容の見直しや人員の増加で対策を求める

たいという訴えとが散見された。

第二のグループは、女性回答者の多くを占める、卸売・小売業で働くパート労働者 28 人だ（上記表中の 3 社で働く「非正規」32 人のうち、「営業・販売」と「製造」の「パート・アルバイト」に限定）。

いわゆる主婦パート層には、自らの希望で労働時間を調整し、総体として、労働条件に満足して働いているものが多いというイメージがあるが、実際はどうか²³。

特徴の第一は、正規雇用と比べると労働時間は短い。一日の労働時間の平均値は 6.0 時間である。労働時間に対する評価も「適当な長さ」に回答が集中しており（78.6%），満足度は高いように思われる。とはいって、一週間の労働時間（平均値）は 30.0 時間に及び、絶対的に「短い」水準では必ずしもない。所定内を超えて働くこともあり、その理由としてあげられているのも、（ア）「人手不足」が圧倒的に多い（80.8%）。必ずしも自らの意志で好んで残業を行っているわけではない。

第二に、労働時間管理の方法として採用されているのは「タイムカードによる打刻」（59.3%）か「各自 ID カードで管理」（40.7%）だ。もっとも、実際の時間管理は徹底されているわけではない。不払い労働は、4 割（40.7%）が「ある」と回答しており、自宅への仕事の持ち帰りも合計で 2 割弱（17.8%）があると回答している（注釈 24 参照）。

第三に、実際に離職するかどうかは別として、その意志は、「大いにある」に限っても、全体の 3 分の 1（32.1%）に及ぶ。理由²⁴としてあげられている一つが賃金の低さだ。これが第四の特徴で、年収の平均値は 119 万円（全員が 200 万円未満）で、社会保険も、加入しているのは半数強（53.6%）にとどまる。

パートの戦略的活用が進められている流通業界だが、その一方で、処遇の改善が急がれ

る課題になっているといえよう。

- 1 現役労働者を対象にした調査を行ったかったが、その実現は困難だった。労働組合ルートで組合員を対象にするという案もあったが、労働組合とは無縁の「普通」の労働者を対象としたかったので、今回のような調査方法を採用した。求職者（＝離職者）を対象としているため、この調査で把握された労働条件は、現役労働者の一般的な水準よりも低いことが推測される。
- 2 本調査は2006年度のゼミナールII（3年生）の活動として実施したものである（履修生は下濱愛美、飯山文將、岡村慎哉、欠畠明大、花田さやか、星拓顕、南俊輔、竹田和広、山森大悟の9名）。調査の結果は学生の手でまとめられ、2006年12月に東北学院大学で開催された「第53回日本学生経済ゼミナール大会」で報告された。但し分析が単純集計にとどまっていたので、川村が本稿をまとめた。
- 3 10歳刻みの結果は後掲の資料1を参照。なお「30歳未満」は、1人（19歳）を除く全員が20歳代である。また「60歳以上」は、2人を除く全員が60歳代である。
- 4 回答者の業種と職種は次のとおり。(1)業種：10%を超えているのは、順に、「その他のサービス業」21.8%、「卸売・小売・飲食店・宿泊」15.0%，「医療・福祉」14.0%，「製造業」13.5%の四業種である。(2)職種：多いのは、順に、「一般事務・受付・秘書」26.7%、「営業・販売」11.8%、「製造・生産・建設の作業」11.8%、「医療・福祉関係の専門職」11.3%。女性は「一般事務・受付・秘書」が圧倒的に多く（40.2%）、「医療・福祉関係の専門職」がついでいる（17.9%）。
- 5 本稿では、「正社員・職員」を「正規」と呼び、「正社員・職員」と「その他（自営）」を除く全てを「非正規」と一括した。
- 6 所定内労働時間と所定外労働時間の合計。職場での残業、自宅への持ち帰り、休日出勤分など仕事に費やした全ての時間を含む。
- 7 有給休暇制度が「なかった」という8人（16.0%）には、制度はあったが取得できなかつたケースが含まれていると思われる。
- 8 厚労省『平成14年労働者健康状況調査報告』労務行政、平成16年と同じ項目を用いた。
- 9 No.096（23歳）：仕事が原因で軽度の鬱になつた。通院し、会社を辞めた事で完治。No.122（24歳）：仕事の量に精神的な圧迫を受け、入院した。
- 10 厚労省『平成18年版 労働経済白書』p 24「週

の就業時間35時間以上の派遣・契約・嘱託等が増加」。

- 11 本来は、年齢だけでなく、配偶者の有無も重ねて検討するべきだが、調査票では、配偶者の有無については「現在」の状況を尋ねており、就労に関することは、直前職（在職者は現職）のそれを尋ねており、両者の時期が必ずしも一致しているとは限らなかったので、さしあたり年齢別の分析にとどめた。
- 12 彼女と同じ職種、すなわち「医療・福祉関係の専門職」として働いていた（いる）女性は20人だった（平均年齢は42.7歳）。彼女らの一日の労働時間は9.1±1.9時間、週の労働時間は47.3±11.6時間に及び、不払い労働も65.0%があったという。所定外労働の背景には、（ア）「人手不足」（62.5%）や（イ）「所定内で仕事が片付かないから」（37.5%）などの理由があり、60.0%が仕事で「とても疲れる」（状況にあった）と回答していた。
- 13 本調査は求職者を対象としているためか、正規にも親と同居しているものが多い。
- 14 厚労省『労働経済白書』p 204の「滞留する傾向がみられる若年不安定就業者」参照。なお対人口比で2004年には3.0%だった35~44歳のフリーター比率は、2005年には3.2%と微増し、この年齢層でのフリーター比率が高止まり傾向にあることを示している。
- 15 彼の働いていた会社では、彼のような契約社員、正社員及び親会社からの出向組という3グループが、親会社から発注される仕事に従事していた。かつては、契約社員から正社員への登用のみちがあったが、彼が入社したときには、その機会はもうないことを明言された（最長で5年間の契約更新）。彼の場合は、業務量の減少のために3年で離職に至った。
- 16 どの程度を低いとするかは議論の余地があるが、例えば、労働組合によるある最低生計費の試算によれば、若年者単身世帯（男性20歳代、京都市内在住）での年額・税込みは、222.5万円となっている。京都総評『構造改革』の下での「生活崩壊」と最低生計費試算（報告書）京都総評、2006年7月
- 17 厚労省『平成18年版 労働経済白書』p 20。
- 18 勤続年数（在職者を含む）については、30歳未満の男性「正規」で勤続年数が短く、「1~3年未満」に6割弱が集中している。女性はそれに比べると長い。但し男女とも、「非正規」では、短い年数に回答が集中している。
- 19 (コ)には、女性回答者の結婚・出産が多く含

- まれている。(ウ)は、「非正規」の雇用契約期間の満了のケースだけでなく、高齢者(「60歳以上」)の「正規」の定年退職のケースが該当する。
- 20 前掲・厚労省『平成14年 労働者健康状況調査報告』。また、東京都労働相談所への相談でも、3千件前後で推移してきた「職場の嫌がらせ」が、ここ1,2年で急増し、平成17年度には4,916件に至った。
- 21 (1)本人が明確にそう意識して離職の理由としていただけで3ケースあった。本文中にも1例記載したが、もう1例を紹介する。すなわち、零細企業で経営者とわずかのパート従業員とで働いていたというNo.113は、最賃より低い賃金しか支払われていなかった。パートとはいえ、仕事自体はオールマイティにこなしていた。不払い労働など不満もあったが、言えば経営者からいじめられたため我慢をしていた、という。(2)直接の離職理由ではないが、職場の問題として訴えていたのが2ケースあった。そのうち1人は、直接の離職理由は「雇用契約期間の満了」だが、職場は「セクハラや残業がひどかった」という臨時職員の女性・20歳代。もう1人は、「パワーハラスメント」で最終的には「解雇」されて離職したという30歳代女性だ。
- 22 論文執筆時点(2006年12月)で、政府は、同制度の導入は「適当」だという報告書をまとめた(『朝日新聞』朝刊2006年12月28日付)。選挙対策のためか、国会への法案提出は迷走しているが、早晚提出される見通しは濃厚だ。
- 23 但しこの28人は、主婦パート層ばかりでない。若い単身世帯のケースや、子どものみと暮らしているケースが含まれており、配偶者がいるのは17人(60.7%)である。
- 24 幾つか紹介する。「シフト時間の30分前には店に入ることや、休みの日にもパートなのに発注をさせられるなど、いちパートの仕事を超えた社員並みのことを要求されるから。」「忙しくて体がきつい。」「仕事がハードの割には時給がやすすぎて生活して行けない。」「サービス残業がバカらしくなるし、自宅でも仕事をしているので1日働いているみたい。」

参考文献

- ① 拙稿「若者の雇用・労働をめぐる一考察——ヤングハローワークでの求職者調査より」『北海学園大学経済論集』第53巻第4号、2006年3月
- ② 小倉一哉、藤本隆史『日本の長時間労働・不払い労働時間の実態と実証分析』(労働政策研究報告書No.22)、労働政策研究・研修機構、2005年
- ③ 連合総研『第10回 勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート調査報告書』連合総研、2005年11月
- ④ 森岡孝二『働きすぎの時代』岩波書店、2005年
- ⑤ 森岡孝二・川人博・鴨田哲郎『これ以上、働けますか?——労働時間規制撤廃を考える』岩波書店、2006年
- ⑥ 日本経済団体連合会経営労働政策委員会『経営労働政策委員会報告 2007年版』日本経団連出版、平成18年
- ⑦ 熊沢誠『若者が働くとき——「使い捨てられ」も「燃えつき」もせず』ミネルヴァ書房、2006年
- ⑧ 日本労働組合総連合会『アメリカ ホワイトカラー・エグゼンプション調査団報告書』日本労働組合総連合会、2005年4月
- ⑨ 労働政策研究・研修機構『Business Labor Trend 基幹化する非正社員——多様化とその行方』2003年12月号
- ⑩ 労働政策研究・研修機構『Business Labor Trend 職場の若年正社員——「余裕喪失」から「やる気創出」へ』2004年2月号
- ⑪ 労働政策研究・研修機構『Business Labor Trend 長時間労働の影響——どこに歪みが生じているか』2004年6月
- ⑫ 日本労働組合総連合会『連合 人間らしく働きたい——僕たちの「ワーク・ライフ・アンバランス」を考える』2006年4月号
- ⑬ 熊沢誠『女性労働と企業社会』岩波書店、2000年
- ⑭ 社会政策学会『働きすぎ——労働・生活時間の社会政策』法律文化社、2006年

【資料1】ハローワーク調査 調査票

〔回答方法〕質問に対して、該当する番号を〇で囲んで下さい。回答は原則としてひとつのみです。ただし【複数回答可】の質問もあります。()には数字を記入して下さい。

1.はじめに、属性についておたずねします。

(4) 雇用形態は	①正社員・職員 ②契約・準・臨時／非常勤社員・職員 ③パート・アラバイト ④派遣社員 ⑤請負会社の社員 ⑥その他()
(5) 勤務先の従業員数 (企業全体で)	①19人以下 ②20人～49人 ④100人～299人 ⑤300人以上 ⑥その他()
(6) 勤務年数	()年と()ヶ月
(7) 社会保険(医療健 保・厚生年金)には 加入しているか	①加入していない ②加入していない ③分からない
(8) 月の平均的な手取 り額は	()万円位
(9) 年間の収入額(税 込含)(は)	()万円位
(10) 1ヶ月の休日に ついてお聞きします	(A) 所定の休日はどのようになっていますか ①完全週休2日制 ②何らかの週休2日制(隔週又は月の1～3回の週休2日制がある場合) ③週休1日制 ④その他()
(B) 休日に出勤することはありませんか ①とくになし ②月に1日 ③月に2日 ④月に3日以上	
(11) 終業労働時間に ついてお聞きします。	(A) 一日の終業労働時間は何時間でしたか。 ①とくになし ②月に1日 ③月に2日 ④月に3日以上
(B) 一週間の終業労働時間は何時間でしたか。	()時間
注: 内労働時間と所定外労 働時間の合計です。	
(C) 終業労働時間のうち、超過労働手当がでない時間(不払い労働・ いやゆるサービス残業)はありますか。 ①あつた(ある) ②なかつた(全額支給)	
(D) 「あつた(ある)」という方にお聞きします。一週間ににおける不払い 労働時間は何時間でしたか。	()時間
(12) どのような勤務 時間制度が適用されて いましたか	①通常の勤務時間制度(以下の②～⑦に該当しない場合) ②フレックスタイム(一定の時間で勤業・終業特別を自分で調整できる システム)

以下の質問につきましては、離職中の方はかつてのお仕事についてお答え下さい。
在職中の方は現在のお仕事についてお答え下さい。

2.お仕事について、労働時間を中心におたずねいたします。

(1) 仕事の種類は	①建設業 ②製造業 ③運輸業 ④通信業 ⑤旅行業 ⑥金融・保険業 ⑦販売 小売・飲食店・宿泊 ⑧電気・ガス・熱供給・水道 ⑨情報サービス業 ⑩医療・福祉 ⑪教育・学習支援業 ⑫その他のサービス業 ⑬公務・官公庁 ⑭農林漁業・鉱業 ⑮その他()
(2) 仕事の職種は	①経務・人事・経理等 ②一般事務・受付・秘書 ③営業・販売 ④接客サービス ⑤調査分析・特許法務などの事務系専門職 ⑥研究開発・設計・S Eなどの技術専門職 ⑦医療・福祉関係の専門職 ⑧現場管理・監督 ⑨製造・生産・運送・運搬の作業 ⑩輸送・運送 ⑪警備・清掃 ⑫教育関係の専門職 ⑬その他()
(3) 仕事の具体的な内 容は

(18)あなたが離職した理由を教えて下さい。 在職中の方は、離職するうとしている理由をお答えください。 【複数回答可】	①事業所開設・会社倒産等 ②雇用契約期間の満了 ③雇用条件や待遇に不満 ④勤め先の事業所の先行き不安 ⑤育児などのための短時間勤務(育児などの特徴的理由に基づいて短時間勤務が選択される場合) ⑥就業労働・みんな労働(法律上の適用を受ける専門職、営業職、企画職等をいう) ⑦時間管理なし・報酬労働制・みんな労働時間以外で、管理職の場合) ⑧報酬労働制・みんな労働時間以外で、管理職の場合) ⑨休憩不足・病気のため 【具体的には】 ⑩その他()
(19)お仕事に関する経験 ①離職の管理者による点検 ②タイムレコードへの打刻 ③各自IDカードで管理 ④名札やドットポートへの記入 ⑤その他() ⑥特にない	①あつた(ある) ②よくなし 【具体的には】 ③ありませぬ ④まだこの際にはありますか。またこの際にはどう思つたこと等はありませんか。 ⑤まだこの際にはありますか。またこの際にはどう思つたこと等はありませんか。 ⑥まだこの際にはありますか。またこの際にはどう思つたこと等はありませんか。 ⑦まだこの際にはありますか。またこの際にはどう思つたこと等はありませんか。 ⑧まだこの際にはありますか。またこの際にはどう思つたこと等はありませんか。 ⑨まだこの際にはありますか。またこの際にはどう思つたこと等はありませんか。 ⑩まだこの際にはありますか。またこの際にはどう思つたこと等はありませんか。
(20)普段の仕事による身体の疲れ、離職中の疲れの状況 ①とても疲れる ②やや疲れる ③あまり疲れない ④まったく疲れない ⑤どちらともいえない 【具体的には】 ⑥特にない	①あつた(ある) ②よくなし 【具体的には】 ③ありませぬ ④まだこの際にはありますか。 ⑤まだこの際にはありますか。 ⑥まだこの際にはありますか。
(21)長時間労働を解消するためにはどんな政策が必要だと思いますか 【複数回答可】	①一日の労働時間や一ヶ月の残業時間の上限規制を設ける ②残業の増税率をあげる ③職場における労働時間管理の厳格化 ④サービス残業に対する罰則や取り締まりの強化 ⑤その他() ⑥とくにその必要はない 【具体的には】 ⑦特にない

(14)あなたが所定内労働時間を超えて働く理由を教えてください。 【複数回答可】	①最近の人員削減により、人手不足だから。 ②そもそも定内労働時間内には片付かないから。 ③仕事の性格上、所定外でないとできない仕事であるから。 ④仕事の進め方にムダが多く、だらだら雑談が生じるから。 ⑤取引先との関係で、納期を間に合わせないといけないから。 ⑥残業当や休日手当てを増やしたいから。 ⑦上司や仲間が残業しているので、先に帰りづらいから。 ⑧残業が評価される傾向があり、査定に影響するから。 ⑨自分の仕事をきちんとしあげたいから。 ⑩定時でできるより働いている方が楽しいから。 ⑪その他() 【具体的には】 ⑫特にない
(15)仕事を自宅に持ち帰つて行なうことは ①もとと短くしたかった ②適当な長さだと思っていた ③もとと長くしたかった ④その他() 【考え方】	①よくある ②ときどきある ③ほとんどない ④まったくない ⑤年間の平均日数と実際の取得日数は 支給日数は()日で、取得日数は()日
(16)労働時間に対する ①もとと短くしたかった ②適当な長さだと思っていた ③もとと長くしたかった ④その他() 【考え方】	①よくある ②ときどきある ③ほとんどない ④まったくない ⑤年間の平均日数と実際の取得日数は 支給日数は()日で、取得日数は()日
(17)有給休暇の制度についてお聞きします ①あつた(ある) ②なかった(ない) ③分からぬ	質問は以上です。お忙しいところ本当に有難うございました。